ロ　法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者（当該世帯主を除く。）の数と特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。）の数の合計数に二十四万五千円を乗じて得た金額を超えない世帯（イに掲げる世帯を除く。）　十分の五

第五十六条の八十九第二項第二号に次のように加える。

ハ　法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に三十五万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イ又はロに掲げる世帯を除く。）　十分の二

第五十六条の八十九第二項に次の二号を加える。

三　前号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、同号の規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じそれぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができること。

イ　前号イに掲げる世帯　十分の六

ロ　前号ロに掲げる世帯　十分の四

四　前二号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、これらの規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じそれぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができること。

イ　第二号イに掲げる世帯　十分の五

ロ　第二号ロに掲げる世帯　十分の三

第五十六条の八十九第三項から第五項までを削る。

第五十七条の二中「第五十三条第二十九項」を「第五十三条第二十四項」に、「第三百二十一条の八第二十九項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に改める。

第五十七条の二の二中「準用する法第三百二十一条の八第二十九項」を「準用する法第三百二十一条の八第二十四項」に改め、同条第一号中「第五十三条第二十九項」を「第五十三条第二十四項」に改め、同条第二号イ中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十四項」に改め、同号ロ中「第三百二十一条の八第二十九項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に改める。

第五十七条の四中「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第十九項」に改める。

第五十九条を第六十条とし、第五十八条を第五十九条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

（法第七百五十七条第一号の政令で定める規定）

第五十八条　法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、法本則（法第七十二条の二十三第一項ただし書（社会保険診療に係る部分に限る。）、第七十二条の二十四の七第一項第二号（同条第五項第十号に掲げる医療法人に係る部分に限る。）、第七十二条の四十九の八第一項ただし書（社会保険診療に係る部分に限る。）、第七十三条の十四第五項から第十四項まで、第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の九まで、第百八十条第二項、第三百四十九条の三、第七百条の五十二第二項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。）並びに附則第三条から第六条まで、第八条第五項、第八条の二から第八条の四まで、第九条の二の二から第十条まで、第十一条の六、第十二条の二の三第一項、第十二条の二の六、第十二条の二の八、第十二条の二の九、第十三条、第十四条、第十五条の四、第十五条の五、第十六条、第十七条から第三十条まで、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十三条の二から第四十一条までの規定とする。

附則第三条の二第一項中「第三十条第四項」を「第二十九条第四項」に改める。

附則第五条の三中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改める。

附則第五条の五中「第十二項若しくは」を「第十二項」に、「第四十二条の十一第六項若しくは第七項又は」を「第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項又は」に改め、同条の表第八条の六第一項、第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項の項及び第八条の六第二項の項中「第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項」の下に「、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項」を加える。

附則第六条の二第一項中「附則第九条第八項第一号」を「附則第九条第七項第一号」に改め、同条第二項中「附則第九条第九項」を「附則第九条第八項」に改め、同条第三項中「附則第九条第十一項」に改める。

附則第六条の十六第四項を削り、同条第五項中「附則第十条第五項」を「附則第十条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第十条第六項」を「附則第十条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第十条第七項」を「附則第十条第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「附則第十条第九項」を「附則第十条第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項を削る。

附則第七条の見出し中「施設等の範囲」を「不動産の価格の決定等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「附則第十一条第二項」を「附則第十一条第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「附則第十一条第三項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「附則第十一条第七項」を「附則第十一条第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「附則第十一条第七項」を「附則第十一条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「附則第十一条第八項」を「附則第十一条第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「附則第十一条第七項」を「附則第十一条第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項を削り、同条第十二項中「附則第十一条第十二項に」を「及び第十四項」に改め、同項第一号中「第十四項」を「第十二項」に、「第十五項」を「第十三項」に改め、同項第四号ロ中「附則第十一条第十二項」を「附則第十一条第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項中「附則第十一条第十二項」を「附則第十一条第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十四項中「附則第十一条第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項中「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第九項」に、「第十三項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十六項を削り、同条第十七項中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十八項中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十九項から第二十二項までを削り、同条第二十三項中「附則第十一条第二十項」を「附則第十一条第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十四項中「附則第十一条第二十二項」を「附則第十一条第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十五項中「附則第十一条第十四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十六項中「附則第十一条第二十四項」を「附則第十一条第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十七項中「附則第十一条第二十三項」を「附則第十一条第十六項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十八項中「第二十五項の」を「第十八項の」に、「附則第十一条第二十五項」を「附則第十一条第十六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第四項とし、同条第七項中「附則第十一条第八項」を「附則第十一条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項中「附則第十一条第七項」を「附則第十一条第十一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「附則第十一条第七項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項中「附則第十一条第十一項」を「附則第十一条第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「附則第十一条第十二項に」を「及び第十四項」に改め、同項第一号中「第十四項」を「第十二項」に、「第十五項」を「第十三項」に改め、同項第四号ロ中「附則第十一条第十二項」を「附則第十一条第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項中「附則第十一条第八項」を「附則第十一条第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十四項中「附則第十一条第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項中「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第九項」に、「第十三項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十六項を削り、同条第十七項中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十八項中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十九項から第二十二項までを削り、同条第二十三項中「附則第十一条第二十項」を「附則第十一条第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十四項中「附則第十一条第二十二項」を「附則第十一条第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十五項中「附則第十一条第二十四項」を「附則第十一条第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十六項中「附則第十一条第二十四項」を「附則第十一条第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十七項中「附則第十一条第二十三項」を「附則第十一条第十六項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十八項中「第二十五項の」を「第十八項の」に、「附則第十一条第二十五項」を「附則第十一条第十六項」に改め、同項を同条第二十項